

神水支掲示第4号

関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定に基づき、片上港における本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を次のように指定し、令和5年4月20日から施行することとしたので同法施行令（昭和29年政令150号）第22条第1項の規定により公告する。

なお、「本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を指定する掲示」（平成17年3月17日神宇支掲示第2号）は、廃止する。

令和5年4月20日

水島税関支署長 本山 由史

第1. 本邦と外国との間を往来する船舶（以下「外国往来船」という）と陸地との間の交通を行う場合に経なければならない場所は、下に掲げる場所とする。

外国往来船	交通経由場所
片上港明石公共岸壁維けい船	施設管理者が岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した出入口（4箇所）

第2. 外国往来船と陸地との間の貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所は、下に掲げる場所とする。

片上港明石公共岸壁南側（東西360メートルの間）の岸壁